



平成15年(ワ)第7583号

損害賠償請求事件

原告 戸田久和

被告 門真市

代表者市長 東潤

被 告 準 備 書 面 5

平成16年2月6日

大阪地方裁判所

第7民事部 合議3C係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 安田孝

同 弁護士 上野富司

上記当事者間の御序・表記事件について、被告は下記のとおり陳述する。

記

1 申すまでのこともないとは考えますが、門真市情報公開条例の主体は実施機関である門真市であり、条例上の情報公開等の義務の主体でもある。

ということは、条例及びその手引書の規定の主語は実施機関になるのであって、主語が国や他の地方公共団体、或いは公益法人（若しくは内閣）になることはあり得ないことであると思料する（条例1条～3条）。

このことを先ず貴裁判所にご理解願いたいのであります。

2 原告は、平成14年9月12日に本件公益法人12団体（被告が平成

1 2年度に補助金・助成金・交付金を支出した団体)につき、役員の氏名・住所の開示を被告に請求した。

これに対し、被告は、同年9月24日及び25、26日に「役員氏名・住所は個人情報につき不開示」とする不開示決定を行い、これに基づいて「公文書部分開示決定通知書」を作成して、原告に通知し、同年10月4日当該文書を原告に開示したことは、原告主張のとおりである。

3 原告は、本件12団体の役員氏名・住所が条例6条1号ただし書アに該当し、個人情報ではあっても、公開を受忍すべき範囲内に止まり、不開示とした決定は違法であると主張する。

4 原告指摘のとおり、条例6条1号ただし書アには、先ず「法令若しくは条例の規定により・・・公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定されているが、本件役員氏名・住所を開示すべきことを定めた法令や条例は存在しないと考えている。

5 その理由は、手引書40頁の大分類Iの1の情報の具体的な内容の例示として商業登記法第10条、第11条等を規定しているとおり、具体的な法的根拠が必要であると解されるのであって(このことは条例についても同様であり、〇〇条例の〇〇条という具体的な根拠を要する。)原告は、その法的根拠を具体的にあげていない。

このことは、下記別件判決の判示するところについても同様である。原告が盛んに引用する閣議決定については、後記7において、詳述する

6 次に、6条1号ただし書アには「・・・慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」との規定もあるが、この主語は先に述べたとおり、被告であると考えざるを得ない。

門真市以外の例えは国や他の地方公共団体も主語になるとすれば、果たしてそのような慣行があるか否かの判断は誰がするのか、と言う問題が生じ、門真市情報公開条例に基づく本件開示請求に国や他の地方公共

団体、更には内閣の判断が入れば法秩序が保たれないことになり、地方自治の本旨や憲法第94条が認める条例制定権を否定することになると考える。

結局のところ、この主語は本件条例を制定した被告の門真市になるのであって、被告にはそのような慣行は存在しない。

だから、この慣行があるか否かの判断をする際に閣議決定を根拠として持ち出すことは徒らに法的混乱を招くだけのことになるおそれがあり。

その意味で、原告の引用する別件1審判決（平成15年7月14日大阪地方裁判所第18民事部判決・甲31号証）が「代表者氏名は、個人情報に該当する情報ではあるものの、各団体が何らかの意思表示を行う際、各団体における現実の行為者を対外的に明らかにするため提示することが通常予定されており、かつ代表者氏名のこのような特質は、団体の性質に関わらず、本件28団体の全てに共通するものというべきである。したがって、本件28団体の代表者氏名は、これを非開示とすると解すべき特段の事情がない限り、公にすることが予定されているものというべきである。」（同判決13頁9行目から16行目まで）と判示しているのは、本来なら各団体が主体或いは当事者になるべき情報を、主語を被告とする解釈に立っているものと考えられ、誤っているものと解する。

既に述べたとおり、本件12団体についても各団体が主体になるものであり、被告が主語となり、開示の義務主体になるとは解し難いものと考える。

7 次に上記手引書記載の情報の具体的例示の末尾には「その他何人でも閲覧することができるとされている情報」との規定があるが、この規定の情報の保有者も本件条例上は、当然に被告の門真市であるということ

になると考える。

本件 1 2 団体の役員氏名・住所は、元々それら団体が本来的に所有するものであり、それらの団体が自ら開示するか否かは、被告が例えば監督権の行使としてでも関与するべき事柄ではなく、関与すれば今度はそのこと自体が問題とされるものと考える。

そうすると、本件 1 2 団体の役員氏名・住所は、確かに被告が保有する情報ではあるが、何人でも被告の所在地である門真市役所において閲覧することができる情報ではないと解釈している。

換言すれば、原告としても必要ならば本件各団体に照会すれば足ることである。

被告は、当該情報の保有者ではあるが、元々の所有者はあくまでも本件各団体であることは明白であると考える。

従って、原告が元来の所有者から情報を得ようとせず（この点は多分既に得ているものと思われるが）、被告に情報公開請求を求める事には、ためにすると言う疑いがどうしても払拭できない。

何故被告を請求の対象にするのかということである。

そして、請求目的が「暗黒・錯乱行政の実態調査」であることを考えれば、原告の情報開示請求は請求権の濫用であり、明らかに条例 4 条に違反している。

8 原告は、これら 1 2 団体は公益法人であるが故に平成 8 年 9 月 20 日閣議決定「公益法人の設立許可及び指導基準」が適用されるかの如き主張をし、上記別件判決もこの原告の主張をそのままに取り入れ、開示判断の法的判断根拠としている（原判決 14 頁、15 頁エ（ア））のであるが、閣議決定とは内閣の権限に属する事項についての内閣の決定であり、直接的にも、敢えて言えば間接的にも被告を名宛人とはしておらず、逆に言えば、憲法第 94 条により条例制定権が認められ

ている被告の条例判断を拘束するものではないのであるから、被告は独自に条例に基づく判断が許されるものと考えている。

憲法、法律、条例の法秩序を守らなければ、いろいろな法的混乱が生ずることは、自明であり、閣議決定がこれらに優先するものとは到底考えられない。

一方で、被告が制定権を持つ条例が閣議決定に優先することもあり得ない。

つまり、双方がその所管事項について、その権限に基づき決めることがあって、優劣関係はそもそも存在しない。

対等な関係であると解するのが、法の秩序にも適い合理的である。

本件閣議決定は、憲法にも、法律にも優先しない。

名宛人と内容が異なるからである。

本件情報開示等決定を違憲、違法と判断する根拠は何処にもなく、被告は法秩序を毅然として守っているのであって、原告の違法・違憲の主張には根拠がない。

更に、本件公開請求に係る情報は、手引書40頁の大分類2「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当しないことを申し添える。

以上